

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [林 婧](#)E-mail✉ [陳 致遠](#)E-mail✉ [李 源](#)

1. 法律

(1) 「会社法(改正草案)」¹

全国人民代表大会常務委員会、2021年12月24日公示、2022年1月22日まで意見募集、法律

中国の現行「会社法」は1993年に制定され、その後、2005年に全面的に改正され、1999年、2004年、2013年及び2018年に一部の規定について改正が行われた。今回、全国人民代表大会常務委員会により公示され、意見募集が行われている「会社法(改正草案)」(以下「本草案」という。)は、中国の会社法にとっては、久々の大幅な改正といえる。

現行「会社法」と比べ、今回の改正で新設又は改正された条項は約70条ある。主な改正ポイントは次のとおりである。

- ① 会社設立・撤退について
 - a. 「会社登記」に関する章が新たに設置され、また、以前では企業情報公示システムにおいて公示が要求されていなかった会社定款について、公示が求められた。
 - b. 持分による出資の適法性が再度明確にされたと同時に、債権(文言上、債務株式化及び株主の第三者に対する債権が含まれると思われる。)による出資も可能と規定された。
 - c. 1人の自然人は一人有限責任会社²を1社しか設立できず、かつ、一人有限責任会社は新たに一人有限責任会社を設立してはならないという制限が取り消され、また、一人株式会社を設立することが可能となった。
 - d. (有限責任会社又は株式会社にかかわらず、)清算委員会の構成員は定款又は株主会決議により別途選出する場合を除き、董事により構成されると規定され³、また、清算委員会が職責を履行しない場合の責任は更に明確にされた。
- ② 会社の内部機関の設置について
 - a. 董事会の人数制限が取り消された。現行「会社法」における董事会の人数制限は、有限責任会社が3人~13人、株式会社が5人~19人であるのに対して、本草案では3人以上に統一された。
 - b. 従業員代表董事の設置を要する会社の範囲は、「従業員が300人以上の会社」に拡大された。現行「会社法」においては、2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が設立した会社のみが要求されている。
 - c. 会社の財務、会計に対する監督職責を履行するため、董事会において、董事により構成される監査委員会を設置することが可能となった。監査委員会を設置する場合には、監事会又は監事の設置は不要である。

¹ 中国語: 公司法(修订草案)

² 一人有限責任会社とは、1人の自然人株主又は1つの法人株主が設立した有限責任会社を指すが、一人株式会社とは、1人の自然人株主又は1つの法人株主が発起設立の方法により設立した株式会社を指す。現行「会社法」においては、一人有限責任会社しか設立できない。

³ 現行「会社法」においては、有限責任会社の清算委員会は株主により構成される(183条)。

- ③ 会社資本制度について
- a. 株主の出資及び持分譲渡行為に関する規範が強化され、具体的には(i)株主に未払込がある場合、未払込分の権利を失う可能性があること、(ii)会社が弁済能力を欠く場合、会社又は債権者は株主に対して出資期限が未到来の引受出資額の払い込みを要求することができること、及び(iii)払込不足が存在する持分を譲渡する場合における譲渡人と譲受人の出資責任が明確に規定された。
 - b. 有限責任会社の株主が持分譲渡を行う場合には、他の株主の過半数の同意が必要であるという内容が削除され、他の株主が優先買取権を有するという内容に改正された。
 - c. 株式会社については、(i)授權資本制度が導入され、すなわち、設立時は株式を一部発行し、設立後、董事会は株主会又は定款の授權により運営状況に応じて残りの株式を発行できるようになり、(ii)種類株式の適法性が明確にされたとともに、優先株式、劣後株式、議決権制限株式、譲渡制限株式等の一般的な種類株式が列挙され、(iii)マネーロンドンリング対策に関する要求に従い、無記名株式に関する内容が削除された。
- ④ 株主の権利について
- a. 株主の知る権利として、株主名簿及び会計証憑の閲覧権及び複製権は明文化され⁴、株主が会計事務所、法律事務所等の仲介機構に知る権利の行使を委託できることも明確にされた。
- ⑤ 支配株主及び経営管理者の責任について
- a. 董事、監事、高級管理職と会社との関連取引の範囲が、直接取引から間接取引にまで拡大され、また、董事、監事、高級管理職の近親者又はその近親者が直接若しくは間接的に支配している企業と会社との取引も関連取引であると明確にされた。
 - b. 株主が未払込若しくは出資金の不正引出を行い、又は会社法の規定に違反して他人による自社株式の取得に対して金銭的な支援を提供し、若しくは会社法の規定に違反して利益分配若しくは減資した場合における董事、監事、高級管理職の賠償責任が規定された。
 - c. 董事、高級管理職が職務を履行する際に、故意又は重過失により他人に損害をもたらした場合、会社と連帯責任を負うと規定された。
 - d. 支配株主、実質的支配者が支配的地位を濫用して会社又は株主の利益を侵害した場合、支配株主、実質的支配者は、その指示を受けた董事、高級管理職と連帯責任を負うと規定された。
- ⑥ 「国家出資会社」に関する章の新設
- a. 現行「会社法」の第二章「有限責任会社の設立及び組織機構」の第四節「国有独資会社の特別規定」の内容が本草案の第六章「国家出資会社の特別規定」に調整され、適用対象は国有独資会社、国有資本支配会社並びに国が出資する有限責任会社及び株式会社である。同章の趣旨は、主に国が出資者の職責を行使するにあたっての法律関係を整理することにある。

本草案では、新設及び改正の内容が比較的に多く、正式に可決された場合には会社の様々な面に大きな影響を与えると思われる。全体的に見ると、本草案は、ビジネス環境を最適化し、会社に更なる自主権を与え、会社の運営コストを下げただけでなく、中国国内外からの投資・融資に対しても積極的な意義を有する。他方、本草案は、会社の内部管理に対しても更に厳格な要求を提示している。なお、本草案はまだ意見募集段階であるため、企業は引き続きその動向を注視する必要がある。

(2) 「民事訴訟法」⁵改正

全国人民代表大会常務委員会、2021年12月24日公布、2022年1月1日実施、法律

「民事訴訟法」は、1991年に施行されてから今回の改正までの間、既に3回(2007年、2012年、2017年)改正されている。しかし、社会の発展及び民事裁判実務の絶え間ない変化により、一部の規定については、改正の必要性が生じた。2019年、「民事訴

⁴ 現行「会社法」においては、株式会社の株主のみにつき、株主名簿の閲覧権が明確に定められている(97条)。

⁵ 中国語: 民事诉讼法

訟制度改革推進」が重大な改革任務として位置付けられたことに伴い、全国人民代表大会常務委員会の授権に基づき、15 の省（区、市）の 20 都市の人民法院において 2 年間に渡る民事訴訟手続の「繁簡分流」⁶改革が試験的に行われた。今回の改正は、まさにその成果を反映したものである。

今回の改正において、全部で 7 個の条文を新設し、26 個の条文を改正・調整した。改正点については、民法典の関連記載との統一のほか、以下の項目が挙げられる。

- ① オンライン訴訟の法的効力に関する条項を新設し、オンライン訴訟活動がオフラインの訴訟活動と同等な法的効力を有することを確認した。
- ② 裁判官単独事件として、基本的事実と権利義務関係が明確であり、普通手続を適用する第一審民事事件が追加された。また、単独事件の適用を排除するものとして、(i)国家利益、社会公共利益に関わる事件、(ii)集团的紛争に関わり、社会の安定性に影響を及ぼしうる事件、(iii)世間の関心が高い事件その他の社会的影響が深刻な事件、(iv)新類型に属し、又は難解かつ複雑な事件等の 6 種類の事件を明確にした。
- ③ 判決書、裁定書及び調解書の電子送達を禁止する現行規定を削除した。これにより、全ての訴訟文書は電子送達できるようになった。
- ④ 受領者が行方不明であるなどして公示送達が必要となる場合について、公示送達期限を 60 日から 30 日に短縮した。
- ⑤ 少額訴訟手続をより一層完備させた。具体的には、事実が明らかであり、権利義務関係も明確であり、争点が少ない簡易的な金銭給付民事事件について、これを少額訴訟手続の適用に係る前提条件とした上で、訴額基準をこれまでの各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 30%から 50%に引き上げ、訴額が前年度平均賃金の 50%から 2 倍までの事件については当事者間で少額訴訟手続の適用を約定できると定めた。また、今回の改正において、少額訴訟手続を適用しないものとして、人身関係、財産の権利確定に係る紛争、及び涉外事件等の 6 種類の事件を明確に列挙し、少額訴訟手続の審理期限を明確に定めた（すなわち、一回の開廷で結審して法廷において判決の言渡しをすることができ、又は立件日から 2 か月以内に結審し、特別な事由がある場合には 1 か月延期することができる。）。
- ⑥ 司法調解合意手続（以下「司法確認」という。）の適用範囲及び受理法院を確認・整理し、更に完備させた。これまでは、各地方の人民法院による「繁簡分流」の推進及び多元化された裁判外の紛争解決制度（ADR）の整備に伴い、人民法院が人民調解委員会、消費者保護協会、中華全国婦女連合会、中国障がい者連合会、上海経貿商事調解センター等の専門機構を招聘して紛争解決に介入してもらうことも少なくなかった。しかし、厳密には、「人民調解法」に基づき、人民調解委員会の作成した調解合意について司法確認を申請する場合のみ明確な法的根拠があるが、他の機構・組織の作成した調解合意について司法確認を申請することは法的根拠に欠ける。今回の改正において、「法により設立された調解組織の調解に基づく」調解合意がいずれも司法確認を申請できることを明文化し、司法確認事件の受理における障害を一掃し、かつ、異なる司法確認の受理法院についても定めた。

今回の改正は、「繁簡分流」の適用に関する法整備を行い、近年の司法資源配置の最適化、訴訟効率の向上に係る経験について、条文を通して実行に移すことを目的としている。かかる改正により、外商投資企業を含む民事訴訟当事者の更なる訴訟コストの削減や訴訟負担の軽減が期待される。

(3) 「労働組合法」改正

全国人民代表大会常務委員会、2021 年 12 月 24 日公布、2022 年 1 月 1 日施行、法律

「労働組合法」(以下「本法」という。)は、1992 年に公布されて以来、今回の改正を除き、2 回(2001 年、2009 年)改正が行われ

⁶ 繁簡分流とは、人民法院は事件の複雑度に基づいて事件を分類した上で、簡単な事件を素早く審理し、複雑な事件を細かく審理することである。かかる分類処理の目的は、司法資源をより効率的に利用することにある。

⁷ 中国語：工会法

た。

今回の「労働組合法」の主な改正内容は、以下のとおりである。

- ① 新しい類型の市場主体や就業形態が続出している中、従来の企業、事業単位及び機関の労働者に加え、各種社会組織の労働者にまで本法の適用対象を拡大し、当該労働者が労働組合に参加し、かつ労働組合を組織する権利を明記した。もっとも、注意すべき点は、企業、事業単位及び機関が 25 名以上の組合員を有する場合に基層労働組合委員会を設立しなければならないことに対し、今回の改正においては、これが求められていないことである。実務の観点から、社会組織の形態が多様で、統一した規則を定めることが困難であることから、2 つ以上の組織が共同で基層労働組合委員会を設立するモデルが更なる役割を發揮するであろう。
- ② 労働者の直接の利益に関わり、労働組合の代表が会議に参加して討論すべき事由として、従来の賃金、福利、労働安全衛生、社会保険等のほか、労働時間、休憩・休日及び女性従業員保護が追加された。もっとも、かかる内容は従来のテーマと多少被る点もあり、特に労働時間及び休憩・休日について、「労働契約法」は既に使用者に労働組合や従業員の代表との協議を義務付けているため、今回の改正により、使用者の負担が著しく増加することは想定しにくい。
- ③ 労働組合の役割を更に充実させた。労働者の合法的權益の擁護という従来の役割に加え、和やかな労使関係の構築、従業員の資質向上、労働者安全衛生教育の推進及び労働安全業務等も追加された。

全体的に見ると、今回の改正は、主に社会環境の変化に伴う労働組合の業務調整及び労働者から多く寄せられた問題に 대응することを目的としている。各種社会組織除き、企業、事業単位及び機関には重大な影響がないと思われる。

2. 部門規則

(1) 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021 年版)」、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021 年版)」⁸

国家発展改革委員会及び商務部、2021 年 12 月 27 日公布、2022 年 1 月 1 日施行、部門規則

近年、中国は、絶えず対外開放を推し進め、外資参入を緩和してきた。2017 年から 2020 年まで、4 年連続で「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下「全国版ネガティブリスト」という。)及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下「自由貿易区版ネガティブリスト」といい、全国版ネガティブリストと併せて「ネガティブリスト」と総称する。)を改正してきた。2021 年 12 月 27 日、国家発展改革委員会及び商務部は、2021 年版のネガティブリストを公布し、2020 年版よりも更に特別管理措置対象業種の範囲を縮小した。

2020 年版と比べ、2021 年版のネガティブリストの主な変更点は、以下のとおりである。

① 説明部分

ネガティブリストの前文部分において、次に掲げる内容が追記された。

- a. ネガティブリストにおいて明確に特別管理措置を列挙していない分野については、内外資一致原則による管理実施を引き続き表明するとともに、外国投資者が中国国内投資者と同様に「市場参入ネガティブリスト」を適用することを明確にした。
- b. 中国国内の外商投資企業による中国国内の再投資については、「外商投資法实施条例」の規定⁹に照らし、ネガティブリスト上の特別管理措置の適用を再確認した。
- c. ネガティブリスト上の外商投資禁止業務に従事する中国国内企業の中国国外上場については、上場には関係主管部

⁸ 中国語：外商投資准入特別管理措施（负面清單）（2021 年版）、自由貿易試驗區外商投資准入特別管理措施（负面清單）（2021 年版）

⁹ 「外商投資法实施条例」47 条によれば、外商投資企業による中国国内投資についても「外商投資法」及びその实施条例の關係規定を適用する。

門の審査・同意¹⁰を取得する必要があることを明確にするとともに、外国投資者が企業の経営・管理に参入することを禁止した。

② 2021年全国版ネガティブリスト

- a. 自動車製造分野については、既に緩和されている専用車、新エネルギー自動車及び商用車の製造のほか、中国は、国際社会と交わした約束を果たすべく、完成車メーカーにおける中方の持分比率制限(50%以上)を取り消し、かつ、同一の外商が中国において完成車製品の合弁会社を2社までしか設立できないという制限を緩和した。
- b. テレビ放送設備製造分野については、衛星テレビ放送の地上受信施設及び重要部品の製造に関する外商制限を取り消し、内外資一致原則に従い管理が行われる。

③ 2021年自由貿易区版ネガティブリスト

- a. 上記②同様、自動車製造分野及びテレビ放送設備分野に関する外資制限を取り消した。これは、各自由貿易試験区において、製造業に関して何ら外商制限も設けられていないことを意味している。
- b. 市場調査分野について、テレビ放送の視聴調査は引き続き中方が支配株主である必要があるが、これまでの合弁限定の制限を取り消した。
- c. 社会調査分野については、これまでの外商投資完全禁止を取り消し、中方の持分比率を67%以上とし、かつ、法定代表者が中国国籍を保有する条件に緩和した。

今回の改正により、製造業を含む外資参入制限は更に緩和され、中国が引き続き対外開放を拡大していく方針が示された。中国国内企業の中国国外上場に関しては明確な手引きを提供する一方、外国投資者が企業の経営・管理に参入することを禁止している。これは、中国が外商参入制限を段階的に緩和しながら、可能な限りにおいて、まずは外資の参入を誘致したいという戦略を反映しているだけでなく、より正確かつ革新的な行政管理手段を体現している。

(2) (新)「サイバーセキュリティ審査弁法」

国家インターネット情報弁公室等13部門により、2021年12月28日公布、2022年2月15日施行、部門規則

「国家安全法」及び「サイバーセキュリティ法」の下位法として、2020年4月13日に初めて「サイバーセキュリティ審査弁法」(以下「旧弁法」という。))が、公布され、かつ、2020年6月1日に施行された。その後、2021年9月1日に施行された「データセキュリティ法」において、データセキュリティ審査制度が構築され、また同日に施行された「重要情報インフラ安全保護条例」において、「サイバーセキュリティ法」の重要情報インフラ¹¹の規制について、より具体的な規定がなされたため、関連部門は、旧弁法に対し改正を行った上、旧弁法を廃止し、旧弁法と同じ題名で新しい「サイバーセキュリティ審査弁法」(以下「新弁法」という。))を公布した。

旧弁法と比較して、新弁法におけるこの度の改正は、主に次のとおりである。

- ① 「データセキュリティ法」及び「重要情報インフラ安全保護条例」が上位法として目的規定に追加され、かつ、立法の目的に「サイバーセキュリティ及びデータセキュリティの保障」という表記が追加された。

¹⁰ かかる「関係主管部門の審査・同意」については、ネガティブリストではこれ以上具体的な説明がなされていないが、政府が発表した「記者質疑応答」において、今後は「証券監督管理委員会(以下「証監会」という。))及び関係部門」で管理することに言及している。特に注意に値することとして、証監会は、ネガティブリストの公布に先立ち、2021年12月24日に「国内企業の国外証券発行及び上場に関する國務院の管理規定(草案の意見募集稿)」及び「国内企業の国外証券発行及び上場届出管理弁法(意見募集稿)」を公示し、中国国内企業の中国国外上場に対する管理において、届出制度を採用する予定であることを明らかにした。複数の規定間の整合性及び関係性については、引き続き今後の動向を注視する必要がある。

なお、下記(2)で述べたように、「サイバーセキュリティ審査弁法」によれば、100万件以上のユーザーの個人情報を把握するネットワークプラットフォーム運営者の中国国外上場については、国家インターネット情報弁公室の下位組織であるサイバーセキュリティ審査弁公室に対し、サイバーセキュリティ審査を申請しなければならないとされている。

¹¹ 「重要情報インフラ安全保護条例」2条によれば、「重要情報インフラ」とは、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防・科学技術工業等の重要な業界及び分野における、破壊、機能喪失又はデータ漏洩にひとたび遭遇すれば国の安全、国家経済・人民生活及び公共利益に重大な危害を及ぼすおそれがある重要なネットワーク施設、情報システム等をいう。

- ② 旧弁法の適用範囲を拡大し、重要情報インフラ運営者によるネットワーク製品及びサービスの調達活動を除くほか、ネットワークプラットフォーム運営者が実施する、国の安全に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるデータ取扱活動も審査対象に盛り込んだ。

「ネットワークプラットフォーム運営者」については、旧弁法及び各上位法のいずれにおいても明確な定義が設けられておらず、当局による明確化を待つ必要がある。また、2021年7月10日に公布された新弁法の意見募集稿において、当該部分に使用されている用語は、「データ取扱者」という「データセキュリティ法」中の表記である。なお、以前国家インターネット情報弁公室が別途公示した「ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)」(2021年11月14日公示)においては、「インターネットプラットフォーム運営者」という類似する表現が使用されており、かつ、その定義は「ユーザーのために情報発表、交流、取引、支払、視聴等のインターネットプラットフォームサービスを提供するデータ取扱者」となっており、一定の参考になる。

我々の理解では、デジタル社会において、ネットワークプラットフォーム運営者は、その性質上当然何らかの形式のデータ取扱者に該当するが、データ取扱者は、必ずしもみなネットワークプラットフォームの運営業務に従事している訳ではない。したがって、「ネットワークプラットフォーム運営者」について明確な定義はないものの、意見募集稿及び正式公布版の用語の違いから、中国がサイバーセキュリティ安全審査の対象範囲を無制限に拡大しようとしている訳ではないことが窺える。

- ③ 100万人以上のユーザーの個人情報を把握するネットワークプラットフォーム運営者が中国国外において上場する場合に、必ずサイバーセキュリティ審査を申請しなければならない旨を明確に要求し、中国証券監督管理委員会をネットワークデータセキュリティ審査業務機構に組み入れ、かつ、上場後の重要情報インフラ、コアデータ、重要データ¹²又は大量の個人情報が外国政府により影響を受け、規制され、悪意利用されるリスクをサイバーセキュリティ審査を行う際に主に考慮する要素の一つとした。
- ④ 結論についてサイバーセキュリティ審査業務機構の意見が一致せず、特別審査手続に従い処理する必要がある場合、通常、特別審査手続の期間は、45営業日から90営業日に延長される。

特に留意すべき点は、新弁法において、「国にデータセキュリティ審査、外商投資安全審査について別段の規定のある場合には、同時にその規定に適合しなければならない」という条文が特別に追加されていることである。この点に関し、中国では、既に2020年12月19日に「外商投資安全審査弁法」が公布され、かつ、2021年1月18日から正式に施行されているが、かかる外商投資安全審査は、サイバーセキュリティ審査と着眼点が異なるものである。

また、データセキュリティ審査について、その主な根拠は、「データセキュリティ法」24条に定める「国は、国の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあるデータ取扱活動について、国家安全審査を行う。」となる。これについて、現時点において関連する細則はまだ出されていない。前述のとおり、新弁法の適用対象は、重要情報インフラ運営者及びネットワークプラットフォーム運営者の特定の活動であり、理論上、データ取扱活動の一種にすぎないため、企業も、引き続きデータセキュリティ審査等の制度の最新動向を注視する必要がある。

3. 地方法令等

(1) 「北京市プラットフォーム経済分野独占禁止コンプライアンスガイドライン(2021年版)」¹³

北京市市場監督管理発展研究センター、中国政法大学競争法研究センター、2021年12月7日公布、同日施行、地方指導性文書

これまでに、国務院独占禁止委員会は、2020年9月11日に「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」を公布・施行し、ま

¹² 「データセキュリティ法」21条によれば、国は、各地区及び各部門が各地区及び各業界・分野の「重要データ」リストを制定することに協力する。国家安全、国民経済の命脈、重要な国民生活、重大な公共利益等に関係する「コアデータ」については、より厳格な管理制度を実行する。

¹³ 中国語：北京市平台经济领域反垄断合规指引（2021年版）

た、2021年2月7日に「プラットフォーム経済分野に関する独占禁止ガイドライン」を公布・施行し、事業者、特にプラットフォーム事業者（自然人、法人及び市場主体向けに事業所、取引の仲立ち、情報交換等その他のインターネットプラットフォームサービスを提供するその他の事業者をいう。）によるコンプライアンスに沿った運営について規定した。各地方（たとえば、天津市、湖南省、四川省等。）においては、上記2つのガイドラインに基づき、当該地方の独占禁止コンプライアンスガイドラインを相次いで公布した。一方、プラットフォーム事業者が比較的集中している浙江省及び北京市は、プラットフォーム事業者に特化した独占禁止コンプライアンスガイドラインを制定した。そのうち、北京市市場監督管理発展研究センター及び中国政法大学競争法研究センターにより構成された課題チームが研究を経て制定し、2021年12月7日に公布した「北京市プラットフォーム経済分野独占禁止コンプライアンスガイドライン（2021年版）」（以下「本ガイドライン」という。）は、「独占禁止法」に基づき、国务院独占禁止委員会の「プラットフォーム経済分野に関する独占禁止ガイドライン」等の部門規則又は規範性文書の内容を盛り込んだほか、実務経験も踏まえ、北京市のプラットフォーム経済分野の独占禁止コンプライアンスに関してより具体的な指導を行うものである。具体的に、本ガイドラインの注目すべきポイントは、主に以下のとおりである。

- ① 内容面において、本ガイドラインは、「独占禁止法」の枠組みをもとに、コンプライアンス管理、コンプライアンスの重要点、行政性競争制限行為に関するコンプライアンス、独占禁止調査への協力、法的責任及び関連法令・規定の6つの部分からなり、独占合意、市場支配的地位の濫用の基本内容、濫用行為の特徴並びに事業者の申告及び審査、事業者集中の無条件実施が承認されなかった場合の救済措置等に重点を置いて説明した。
そのうち、プラットフォーム事業者の独占行為の特徴について、プラットフォーム企業の特徴を踏まえ、独占禁止法執行の際に考慮すべき要素を分析した上で、15種類のリスクを提示した。かかる提示により、プラットフォーム事業者が関連法令の適用に関する理解を深める効果が期待できる。
- ② 形式面においては、プラットフォーム経済分野の事業者が法律に違反する可能性の高い行為について、中国、EU、米国の独占禁止法執行機関が公開した処罰事例、仮想事例を列挙し、分析にすることにより、独占禁止行為の判定方法を説明した。

本ガイドラインは、北京市の地方レベルの政策性文書であるものの、数多くのプラットフォーム企業が北京に集中していること、及び本ガイドラインの内容が比較的具体的に具体化されていることを考慮すれば、その影響力は北京市に留まらないと予想される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 